

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 7 年 12 月 26 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 134 号

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則の一部の施行期日を定める
規則

名古屋金城ふ頭アリーナ条例施行細則（令和 6 年名古屋市規則第 72 号）中第 7 条及び第 12 条から第 15 条までの規定の施行期日は、令和 8 年 1 月 4 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。